

佐賀県公安委員会告示第二号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十二条の三の規定により、次のとおり医師の指定を行った。

平成二十一年九月十八日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

一 医師の氏名、勤務する医療機関の名称及び所在地並びに診断の対象者

氏名	勤務する医療機関		所在地	診断の対象者
	名称			
橋本喜次郎	独立行政法人 国立病院機構 肥前精神医療 センター	神埼郡吉野 ヶ里町三津 一六〇番地	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。）第五条第一項第二号の政令で定める病氣（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号。以下「施行令」という。）第五条の二第三号に定める病氣を除く。）にかかっている者並びに法第五条第一項第三号及び第四号に掲げる者であるかどうかを調査する必要があると認める者	
佐伯 祐一	独立行政法人 国立病院機構 肥前精神医療 センター	神埼郡吉野 ヶ里町三津 一六〇番地	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年政令第三十三号。以下「法」という。）第五条の二第三号に定める病氣を除く。）にかかっている者並びに法第五条第一項第三号及び第四号に掲げる者であるかどうかを調査する必要があると認める者	
山田 茂人	佐賀大学医学 部附属病院	佐賀市鍋島五 丁目一番一号	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年政令第三十三号。以下「法」という。）第五条の二第三号に定める病氣を除く。）にかかっている者並びに法第五条第一項第三号及び第四号に掲げる者であるかどうかを調査する必要があると認める者	
楯林 英晴	佐賀大学医学 部附属病院	佐賀市鍋島五 丁目一番一号	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年政令第三十三号。以下「法」という。）第五条の二第三号に定める病氣を除く。）にかかっている者並びに法第五条第一項第三号及び第四号に掲げる者であるかどうかを調査する必要があると認める者	
佐伯 祐一	独立行政法人 国立病院機構 肥前精神医療 センター	神埼郡吉野 ヶ里町三津 一六〇番地	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年政令第三十三号。以下「法」という。）第五条の二第三号に定める病氣を除く。）にかかっている者並びに法第五条第一項第三号及び第四号に掲げる者であるかどうかを調査する必要があると認める者	

山田 茂人	佐賀大学医学部附属病院	佐賀市鍋島五丁目一番一号	
原 富英	佐賀県立病院好生館	佐賀市水ヶ江一丁目一二番九号	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十六項に規定する認知症である者であるかどうかを調査する必要があると認める者
橋本 学	独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター	神奈川県吉野ヶ里町三津一六〇番地	

二 指定年月日

平成二十一年八月二十五日